

▽個人番号(マイナンバー)を記載した申告書の提出時の本人確認について

個人番号(マイナンバー)を記載した申告書等の提出の際は、「本人確認」をさせていただくこととなっております。

本人確認は、「個人番号確認」と「身元確認」に分類され、それぞれお持ちいただく書類の組み合わせは以下のとおりです。

- 個人番号確認・・・「正しい個人番号であることの確認」
- 身元確認・・・「申告者等が、個人番号の正しい持ち主であることの確認」

※個人番号確認書類は、郵送の場合添付不要です。

① 申告者本人または同世帯の親族(代行者)が申告書を提出する場合

個人番号確認	身元確認
個人番号カードの裏面 (顔写真付個人番号カードを 取得されている方)	個人番号カードの表面
住民票の写しや住民票記載 事項証明書(個人番号が記載 されたもの)	<input type="checkbox"/> 1点でよいもの ・顔写真付き身分証明書(下記表ア)または身分証明書(下記表イ) <input type="checkbox"/> 2点必要なもの ・身分証明書(下記表ウ)

※代行者が提出する場合は、代行者の身元確認資料が必要になります。

② 代理人が申告書を提出する場合

申告者本人の個人番号確認	代理人の身元確認	代理権の確認
【以下の書類の写し】 ・本人の個人番号カード(両面) ・住民票の写しや住民票記載 事項証明書(個人番号が記載 されたもの)	<input type="checkbox"/> 1点でよいもの ・代理人の個人番号カードまたは顔写真付き身分証明書(下記表ア) <input type="checkbox"/> 2点必要なもの ・身分証明書(下記表イまたはウ)	・委任状の原本(任意代理人の 場合) ・税務代理権限証明書 ・登記事項証明書(成年被後見人 等の場合)

●身元確認資料

ア 顔写真付き身分証明書	運転免許証/運転経歴証明書/パスポート/身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳/愛の手帳(療育手帳)/在留カード/特別永住者証明書/税理士証票/顔写真付き(学生証/身分証明書/社員証/資格証明書)/戦傷病者手帳
イ 身分証明書	公的医療保険の被保険者証/年金手帳/児童扶養手当証書/特別児童扶養手当証書
ウ 身分証明書	顔写真なし(学生証/身分証明書/社員証/資格証明書)/国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収書/納税証明書/印鑑登録証明書/戸籍の附票の写し(謄本若しくは抄本も可)/住民票の写し/住民票記載事項証明書/母子健康手帳/特別徴収税額通知書/退職所得の特別徴収票/納税通知書/源泉徴収票/特定口座年間取引報告書

申告書の提出方法・お問合せ

郵送

同封の返信用封筒(切手不要)に必要事項を記入した申告書、収入明細・経費の内訳、所得控除の必要書類等および本人の身元確認資料の写しを入れてご返送ください。(申告者本人の個人番号確認資料は同封する必要はありません。)

※身元確認資料として被保険者証や年金手帳の写しを同封する場合は、保険者番号及び記号番号、年金番号を塗りつぶしてください。

※必ず上記書類一式をまとめてご返送ください。入りきらない場合は、ご自身で封筒を用意し、切手を貼ってご返送ください。

※申告書受付書(切り取り線より上の部分)が必要な方は、宛名を記入し切手を貼った返信用封筒を同封してください。

※課税資料の返却をご希望の方は「課税資料返却希望」とメモを添え、宛名を記入し切手を貼った返信用封筒を同封してください。課税資料の返却手続きを申告後に行った場合、返却に数か月かかります。

※返信用封筒がない場合は、返送いたしませんので、あらかじめご了承ください。

窓口持参 申告場所 板橋区役所本庁舎 北館3階 課税課[12]窓口
受付時間 午前8時30分～午後5時(土日祝日を除く)

お問合せ 電話 03-3579-2101

※窓口混雑緩和のため、郵送による申告書の提出にご協力をお願いします。

※お問合せの際には、住民税の申告書や、収入および経費のわかるものをお手元にご用意ください。

所得税(国税)の確定申告について

次のような方は確定申告が必要です。(詳しいことは税務署におたずねください。板橋税務署 電話 03-3962-4151)

- ◎ 営業等所得・不動産所得・公的年金以外の雑所得・一時所得・譲渡所得等がある方

(公的年金の収入の合計額が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下の方は、確定申告は不要です。)

- ◎ 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ◎ 2か所以上から給与等の支払いを受けている方

※「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が適用されない方は、確定申告が必要となります。

※確定申告をする方は、確定申告書第二表にある「住民税に関する事項」も忘れずにご記入ください。

(例) 16歳未満の扶養親族・同一生計配偶者がいる方、住民税で寄附金税額控除を受ける方等



確定申告について
詳しくはこちら

上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等に係る特別区民税・都民税(住民税)の課税方法について

上場株式等の配当所得等及び譲渡所得に関して、住民税と所得税で異なる課税方式を選択できる制度につきましては、令和5年度までとなっております。今年度(令和6年度)につきましては、所得税(令和5年分確定申告書)で選択した課税方式がそのまま住民税の課税方式となりますのでご注意ください。